

一般社団法人東京都トラック協会  
燃料高騰対策本部設置要綱

平成25年9月 制定

## 第1 目的

燃料価格は、平成23年以降高止まりの状況で推移し、特に昨今では急激な円安や産油国周辺の政情不安等による原油高騰の影響により一段と上昇しており、トラック運送事業者は、まさに事業存廃の危機に直面していることから、公益社団法人全日本トラック協会においては、燃料高騰対策本部（以下「全ト協対策本部」という。）が設置され、具体的な対策等を図ることとしている。

一般社団法人東京都トラック協会においても、燃料価格高騰に対する諸施策を迅速かつ的確に実施するため、「燃料高騰対策本部」（以下「東ト協対策本部」という。）を設置し、必要な業務を行うものとする。

## 第2 構成

東ト協対策本部は次の者により構成し、本部長が主宰する。

- ・本部長 会長
- ・副本部長 副会長、専務理事
- ・本部長 資材燃料委員会委員  
常務理事、総務部長、支部連絡部長、広報部長、経理部長、  
教育研修部長、適正化事業部長、運行管理部長、環境部長、  
事業振興部長

## 第3 業務

1. 燃料サーチャージ導入促進に係る諸施策について、全ト協対策本部と連携した活動の実施
2. 燃料高騰対策のための補助制度創設、軽油引取税減税等について、全ト協対策本部と連携した要望活動の展開 等

## 第4 運営

東ト協対策本部の庶務は、総務部、支部連絡部及び運行管理部において行う。

## 第5 期間

1. 東ト協対策本部は、平成25年9月30日に設置する。
2. 東ト協対策本部は、次の場合に解散する。
  - ・本部長の決定
  - ・全ト協対策本部が解散された場合及び解散の指示があった場合